

資料

- 1 鳥取市民健康づくり推進協議会・専門部会設置要綱及び委員名簿
- 2 健康づくりを語る会・委員名簿
- 3 鳥取市食育推進連絡会設置要綱
- 4 いのち支える鳥取市自死対策推進会議設置要綱

1 鳥取市民健康づくり推進協議会・専門部会設置要綱及び委員名簿

(1) 鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 自分の健康は自分で守る基本理念に基づき、健康に対する自覚と認識を高め、健康づくり運動を展開し、市民の健康と福祉の増進に寄与するため、鳥取市民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 協議会は、地域住民に密着した健康づくりの推進について企画及び調査を行う。

(組織及び任期)

第3条 協議会は30人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第4条 協議会に、会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(部 会)

第6条 協議会に特別な事項を調査、研究させるため、運営部会を置くことができるものとする。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会において調査研究した結果は、協議会に報告し、承認を受けなければならない。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、健康こども部において行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和54年1月19日から施行する。

2 この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

3 この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

4 この要綱は、平成18年8月30日から施行する。

5 この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

6 この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

(2) 鳥取市民健康づくり推進協議会専門部会設置要綱

(部会の設置)

第1条 鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱（昭和54年1月19日施行。以下「要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、特別な事項のうち、自死予防対策にかかる計画策定のため、鳥取市民健康づくり推進協議会（以下、協議会という。）に次に掲げる部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次の所掌事務について専門的に協議及び調整を行う。

部会名称	特定の議題
自死対策部会	自殺対策基本法第13条2項に基づく、市町村自殺対策計画策定に関すること

(部会の委員の氏名及び組織)

第3条 要綱第6条第2項の規定に基づき、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

(部会長の指名)

第4条 要綱第6条第3項に基づき、部会に部会長を置く。

2 部会長は部会に属する委員の互選により定める。

(部会の運営等)

第5条 要綱第6条第4項に基づき、部会で協議された結果を協議会で報告し、承認を受ける。

2 必要と認めるときは、委員以外から会議の議事に関係のある者に会議の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料を求めることができる。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成30年6月7日より施行する。

(3) 鳥取市民健康づくり推進協議会・専門部会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属	協議会役職	専門部会委員※
尾崎 舞	鳥取県東部医師会	会長	
油谷都々江	鳥取市食育推進員会	副会長	
関 耕二	鳥取大学地域学部	委員	
石谷 暢男	鳥取県東部小児科医会	委員	○
並河 真	鳥取県東部歯科医師会	委員	
上田 隆	鳥取県薬剤師会東部支部	委員	○
谷口 真澄	鳥取市自治連合会	委員	
外山 照野	鳥取市連合婦人会	委員	
田中 節哉	鳥取市社会福祉協議会	委員	○
角脇 倫子	鳥取県東部小学校教育研究会養護部会	委員	○
坂本 章子	鳥取県国民健康保険団体連合会	委員	
大石 純子	全国健康保険協会鳥取支部	委員	○
山田 英広	鳥取市民健康づくり地区推進員連絡協議会	委員	○
森本由貴江	鳥取市民生児童委員協議会	委員	○
平尾 昭一	鳥取市老人クラブ連合会	委員	○
大橋 祥子	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク	委員	○
小松 辰子	市民代表	委員	
山口 雅彦	市民代表	委員	○
		18名	10名

※鳥取市民健康づくり推進協議会専門部会設置要綱 別表第1を改編

2 健康づくりを語る会・委員名簿

(1) 健康づくりを語る会について

健康づくりを語る会は、市民や関係団体で構成されたワーキンググループです。こころとからだの健康づくりや食育の推進については、市民一人ひとりが主体的に取り組み、また家庭、地域、職場、関係機関・団体等の特性を活かし相互に支え合いながら取り組んでいく必要があります。これらのことから、市民の皆さんや関係機関・団体等の皆さんと一緒に今後のこころとからだの健康づくりや食育について考えていくために、「健康づくりを語る会」を開催しています。

健康づくりを語る会では、6つの分野別グループ（食生活・歯、運動、たばこ・アルコール、こころ、健診・がん対策、生活習慣病対策）を設置し、本市のこころとからだの健康、食育の現状と課題の把握、今後の対策について話し合いました。

会議	開催時期・参加人数等	協議内容
第1回	日時：令和7年7月8日（火）13：30～15：30 場所：鳥取市役所本庁舎6階6-5～6-8会議室 参加者：委員33名、市職員33名	計画の目標値と現状を比較し、課題を整理する
第2回	日時：令和7年8月4日（月）13：30～15：30 場所：鳥取市役所本庁舎6階6-5～6-8会議室 参加者：委員32名、市職員33名	健康課題を整理し、今後の対策を考える
第3回	日時：令和7年9月11日（木）13：30～15：30 場所：鳥取市役所本庁舎6階6-5～6-8会議室 参加者：委員34名、市職員30名	今後の対策について検討し、評価指標を整理する

(2) 健康づくりを語る会委員名簿

(順不同・敬称略)

グループ	委員氏名	グループ	委員氏名
食生活・歯	角脇 倫子	こころ	足立 祥子
	福田 節子		渡部 一恵
	松本 弥生		伊藤 邦子
	石井 奈美		山本 賢璋
	田中素佳子		飯田 陽生
	大門 康裕		福山 洋
	川口 寿弘	横山 耀	
	寺口 梨子	健診・がん対策	吉岡きよ乃
運動	武内 聖裕	近藤 朱弥	
	岸田 真美	田中 信文	
	田中喜美恵	西澤 寿恭	
	上田 秀美	生活習慣病対策	徳中由美子
	坂本 滋樹		明石 香織
	小田垣里胡		佐々木宏太
廣戸麻衣子	鈴木 悦子		
たばこ・アルコール	長石 多恵	宮脇真智子	
	坂野経三郎	山本 恵子	
	木下 裕子		
	岡本 健二		
	須崎 修成		

健康づくりを進めるアイデアがありました！

○食生活・歯グループ

- ・学生など若い世代には、文字数を少なくし二次元コードを活用したレシピの提供がよい。
- ・レシピは、「g（グラム）」表記ではなく、1/2 個などで表すと作りやすいのではないかな。
- ・地域食堂は、企業等から提供してもらった食材で献立をたてている。栄養士等と連携して栄養バランスについても考えていく必要がある。
- ・食品に含まれる塩分について、もっと周知が必要。
- ・災害への備蓄について、家族構成によっても違うため知識の習得が必要。
- ・社会参加意欲がある、新しいことを取り入れて実践し継続している高齢者は、現在歯数増加に繋がっているように感じる。若い頃からの歯や口腔の健康づくりに取り組むことが重要。
- ・小学校高学年で歯肉炎が増加する結果があった。通年で親子参加できるイベントがあるとよい。

○運動グループ

- ・階段を使うことを意識するなど、できるところから取り組む意識づけが大事。
- ・朝のラジオ体操を実施する企業もある。運動習慣の定着の取組を行うとよい。
- ・家庭で実践できるため、ぴょんぴょんチャンネルでしゃんしゃん体操が見えるのはよい。
- ・子どもの運動の機会をふやすため、公民館と連携しやってみよう！でー（day）にあわせてストレッチ教室などを開催してはどうか。

○たばこ・アルコールグループ

- ・小・中・高校生への周知は、掲示してわかりやすいものがよいため啓発ポスターを関係機関で共有していくとよいのではないかな。
- ・禁煙したい人に相談窓口があることを知ってもらえるよう周知が必要。
- ・アルコールのスクリーニングについて、もっと周知が必要。まずは本人が気づくこと。

○こころグループ

- ・何が相談できるのか分かりにくいいため、相談窓口一覧に実績など詳細が書いてあるとよい。
- ・世代にあわせた周知方法として、SNS やショート動画などを活用してはどうか。
- ・自分の心のケアする方法を身につけることも大切。
- ・自分のライフプランを考える機会を持つことが重要。若い時に機会を持ちたい。
- ・シニア世代の方が、人と触れ合う機会をもつことができるよう通いの場が増えるとよい。

○健診・がん対策グループ

- ・啓発には、視覚的にイメージしやすい脂肪サンプルなどを活用すると効果があると思う。
- ・AI や二次元コードの活用など工夫して一人ひとりに寄り沿った体制づくりを行うことが必要。
- ・企業の健康経営を健診推進の取り組みのきっかけにしてはどうか。継続的な取り組みが人材確保の基盤になる。

○生活習慣病対策グループ

- ・特定健診対象者となる 40 歳になる前から生活習慣についての啓発ができればよい。
- ・会社での研修時に健康に関する情報を伝えてみてはどうか。
- ・COPD（慢性閉塞性肺疾患）について、最初の予防策はタバコを吸わないことであるなど分かりやすい周知が必要。



たくさんのご意見・アイデアをいただき、ありがとうございました。
今後の取組に生かしていきます

3 鳥取市食育推進連絡会設置要綱

(設置)

第1条 庁内の食育関係課が食育について共通理解し、協力しながら効果的に本市の食育推進事業を行うために、鳥取市食育推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 推進連絡会は、食育を推進するため、次に掲げる事項について協議し、又は検討を行う。

- (1) 食育事業の推進に関すること。
- (2) 食育推進実施計画に関すること。
- (3) そのほか食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進連絡会は、別表の庁内関係課で構成する。

- 2 推進連絡会に会長を置く。
- 3 会長は、健康づくり課長を充てる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて、会長が招集する。

(事務局)

第5条 推進連絡会の事務局は、健康こども部鳥取市保健所健康づくり推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進連絡会の運営その他必要な事項は、推進連絡会の会議において定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

健康こども部こども家庭局幼児保育課
経済観光部経済・雇用戦略課
農林水産部農政企画課
市民生活部地域振興課
教育委員会学校教育課
教育委員会学校保健給食課
教育委員会生涯学習・スポーツ課
人権政策局男女共同参画課
健康こども部鳥取市保健所健康づくり推進課

4 いのち支える鳥取市自死対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 自死の多くは追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの認識のもと、生きるための支援を推進し、誰もが自死に追い込まれることなく、健康で生きがいを持って暮らすことのできる鳥取市の実現を目指して、全庁横断的に自死対策に取り組み、市民のかけがえのない命を救うことを目的に、いのち支える鳥取市自死対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項に関する事務を所掌する。

- (1) 自死対策推進計画の策定・実施・評価に関すること
- (2) 自死対策に係る情報収集および調査に関すること
- (3) 自死対策の組織横断的な協議が必要な事項の調整
- (4) その他自死対策に係る必要な事項の調整に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、各種関係機関との有機的な連携を図るためのしくみづくり

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(会議)

第4条 座長は、会議を招集し、その議長となる。

座長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係職員・外部専門機関の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 副座長は座長を補佐し、座長に事故ある時はその職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、健康こども部鳥取市保健所において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月12日から施行する。

別表（第3条関係）

	職名
座長	健康こども部長
副座長	鳥取市保健所長
構成員	職員課長
	市民課長
	収納推進課長
	人権推進課長
	市民総合相談課長
	地域福祉課長
	長寿社会課長
	障がい福祉課長
	生活福祉課長
	保険年金課長
	こども未来課長
	幼児保育課長
	こども家庭センター所長
	こども発達支援センター所長
	経済・雇用戦略課長
	企業立地・支援課長
	建築住宅課長
	学校教育課長
	総合教育センター所長
	中央図書館長
	健康づくり推進課長

〈事務局〉保健医療課 心の健康支援室

とっとり市民健康プラン 2026

～第5期鳥取市健康づくり計画・第4次鳥取市食育推進計画
・第3期いのち支える鳥取市自死対策推進計画～

発行／令和8（2026）年3月

発行者／鳥取市

問合せ先／＜第5期鳥取市健康づくり計画・第4次鳥取市食育推進計画＞

健康こども部鳥取市保健所健康づくり推進課

〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階

電話（0857）30-8581 FAX（0857）20-3964

Eメール：kenkodukuri@city.tottori.lg.jp

＜第3期いのち支える鳥取市自死対策推進計画＞

健康こども部鳥取市保健所保健医療課心の健康支援室

〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階

電話（0857）22-5616 FAX（0857）20-3962

Eメール：kokoro-support@city.tottori.lg.jp